私道の市道認定（寄附）について

私道（過去の開発により造成された道路）の寄附は以下の手続きにより行われます。
なお、寄附は**無償のものに限られます。**

①路政課にて担当者と協議し、市道の認定要件を満たしている可能性が高い場合、「事前調査申込書」を提出していただきます。
※過去の開発行為により造成された道路の場合は、開発建築指導課にて協議が必要です。

認定可能性あり
（ＹＥＳ）

市道認定の要件を満たしていないことが明確な場合。
（ＮＯ）

認定に適した構造でなければ認定不可。

②事前調査実施後、認定希望路線の調査結果を回答します。

認定可能性あり
（ＹＥＳ）

認定において支障あり。
（ＮＯ）

③認定希望箇所の問題点が解消可能であれば修正願います。
（費用等は申請者の負担となります）

問題個所の修正完了
再調査で問題なし
（ＹＥＳ）

修正不可
（ＮＯ）

市道認定できません。

④「寄附申込書」の提出後、内部での手続きが始まります。

内部決裁完了
（ＹＥＳ）

認定不可な事態が発生する。
（ＮＯ）

認定不可。

③内部決裁完了後、所有権移転登記を市にて行います。移転登記完了後、受納通知が発行されます。（申請者側の手続きは完了です）

③市議会

可 決
（ＹＥＳ）

否 決
（ＮＯ）

市道の認定が行えません。

④告示（市道の認定が決定）